

# 笠間市立病院整備方針（案）

平成24年 月  
笠 間 市

<目 次>

はじめに	1
1 笠間市立病院における医療環境	2
2 笠間市立病院の現状と課題	4
3 笠間市立病院に望まれる保健，福祉，医療との連携	5
4 整備の基本的な方針	6

## はじめに

笠間市立病院は、昭和34年に友部町国保病院として開設され、昭和54年に全面改築、平成10年に増築が行われ、平成18年3月の市町村合併により、「笠間市立病院」と名称を変更し現在に至っている。

友部町の時代から、国民健康保険の直診病院として、「国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、模範的な診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること」などを主な任務として、地域医療に貢献してきた。

こうした中で、近年における全国の公立病院の経営状況の悪化は、笠間市立病院においても例外ではなく、平成20年3月に、公立病院としての役割や経営改善のあり方などについて、専門的な知識を有する外部委員による検討委員会から「笠間市立病院のあり方についての提言」を受けた。

さらに、平成19年12月に総務省から示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成21年3月に「笠間市立病院改革プラン」を策定、平成24年2月には「第2次笠間市立病院改革プラン」を策定し、その中で茨城県医療計画に位置づける、地域完結型医療体制の構築に貢献するための役割を確認するとともに、経営効率化を進めてきた。

しかし、病院施設については、昭和54年の全面改築以来、33年が経過しようとしている中で、病院建築物の老朽化・狭隘化が著しくなっており、現状では患者への負担が大きく、職員にとっても働きにくい環境となっている。

そこで、今後も永続的に地域の医療機関や関係機関が、連携を図りながら役割や機能を分担し、市民が急性期から回復期を経て、自宅や介護施設などを含めた在宅医療に至るまで、切れ目のない効率的で質の高い医療が受けられる体制を確保するため、中長期的視野に立ち検討した結果、笠間市立病院の建て替えを行うことが望ましいと結論づけた。

この整備方針は、笠間市立病院の歴史、第2次保健医療圏の状況や受療状況などを踏まえ、笠間市立病院が求められる医療機能や規模など、将来を見据え取りまとめたものである。

## 1. 笠間市立病院における医療環境

### (1) 一般的な環境

#### ①市の将来人口の推計

将来人口の推計では、今後の総人口は減少を続け、平成47年で65,276人となり、平成17年の81,497人よりも16,221人減少し、また、高齢化率は平成47年に36.6%となり、平成17年の20.9%から15.7%増加すると推計されている。

#### ②医療法の改正動向

平成24年に予定されている第6次医療法改正では、都道府県医療計画に記載する事項として、従来の4疾病5事業に加え、新たに精神疾患及び在宅医療が追加される。この在宅医療の推進については、住み慣れた場所で医療や介護を受けたいという国民ニーズの高さや、急速な高齢化の進展とともに、増大する医療費を抑制する意味でも重要な施策であると考えられる。

#### ③茨城県医療計画での位置づけと水戸保健医療圏の状況

第6次医療法改正内容に合わせ、現在は茨城県医療計画の改定中ではあるが、現行の医療計画では、公立病院等は、地域において果たすべき役割を精査し、民間医療機関を含めた医療機関相互の連携と医療機能の分担を推進していく必要があるとしている。

笠間市立病院が属する水戸保健医療圏は県都水戸市を中心とした地域であり、病床過剰地域であるとともに複数の基幹病院があることなどから、受療動向としては患者の流入傾向にある。

#### ④市の財政的な背景

市税とともに主要な市の一般財源である地方交付税は、現在合併算定替の特例制度により優遇措置として算定されているが、合併後10年が経過する平成28年度からの激変緩和により段階的に縮小され、平成33年度以降は完全に適用されなくなる。この影響による減収額は、平成23年度決定額で試算すると14.5億円、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債を含めると15.4億円となるなど、近い将来確実に一般財源が減少することが見込まれる。

#### ⑤市民実感度調査の結果

平成23年度の笠間市総合計画後期基本計画策定時に実施した市民実感度調査の結果によれば、安心して医療を受けることができるかとの問に対し、「できる」又は「まあまあできる」と実感していたとした回答は、78.50%となり、実感していないとした割合の20.56%を大きく上回っている。

## (2) 医療需要の将来予測

平成21年1月に実施した「笠間市立病院改革プランに係る経営診断報告書」によれば、周辺医療機関の状況として、回復期リハビリテーション病棟入院料、心大血管リハビリテーション料Ⅰ、脳血管疾患リハビリテーション料Ⅰの届出がなく、リハビリテーションの提供量が不足していることがわかる。また、亜急性期入院医療管理料も届出が見られず、急性期医療と療養、在宅等をつなぐ機能に課題が残されていることが推測される。

高齢化が進む人口予測や、平成24年度の第6次医療法改正における方向性などにより、高齢者が主な対象の在宅医療の需要は、増大していくことが予想され、また、県立中央病院が導入している診断群分類包括評価（DPC）から、急性期を過ぎた亜急性期・回復期患者に対する医療需要は増加していくことが予想される。

## (3) 笠間市立病院の医療提供状況

### ①入院・外来患者数の推移

入院及び外来患者数の推移は、延入院患者数が平成14年度に5,455人であったのが、平成18年度には4,449人に減少し、平成23年度に5,426人まで回復している。延外来患者数も平成14年度に23,345人であったのが、平成18年度には22,911人まで減少し、平成23年度に23,298人まで回復している。

しかし、外来患者数については、平成22年4月に開始した平日夜間・日曜初期救急診療における患者数が平成23年度の平日夜間で826人、同日曜で2,057人加算されていることから、通常時間帯の患者数としては回復しているとは言いがたい状況にある。

### ②医師数の推移

常勤医師数については、昭和63年度から平成11年度までは4名在職していたが、平成12年度から平成15年度までは3名で推移し、平成16年度から平成23年度までは、新医師臨床研修制度による全国的な医師不足の影響などにより、在職数2名という医療法に規定する必要医師数に満たない極めて厳しい状況にあった。この間、全庁的な課題として様々な手立てをつくし常勤医師の招聘に取り組んできた結果、平成24年4月に1名の増員が図られ、現在は3名体制となっている。今後、市立病院が求められる医療を、病床30床という規模の中で、より効率的・効果的に提供していくためには、かつての4名体制まで回復させることが不可欠といえる。

### ③平日夜間・日曜初期救急診療の状況

平成22年4月に開始した平日夜間・日曜初期救急診療については、平成22年度平日夜間診療1日あたりの患者数が2.85人であったのに対し、平成23年度は3.36人と若干ではあるが増加している。また、平成22年度日曜診療1

日あたりの患者数は、33.88人であり、平成23年度は40.33人となっている。これらの患者数の増加は、制度の定着化とともに周知率が着実に向上しつつあることがうかがえる。

#### ④訪問診療の状況

市立病院の最も重要な役割としている在宅医療を支援する訪問診療についての実績は、平成22年度に平均56.4人の患者に対し、延べ601件の訪問診療を行い、平成23年度は平均60.4人の患者に対し、637件の訪問診療を実施している。

また、「在宅医療における主治医・副主治医制」を推進し、市内11医療機関との連携により33名の患者登録を行い、夜間や休日、急変時等の入院患者の受入れを行なうなど地域医療の連携強化を図っている。

## 2. 笠間市立病院の現状と課題

### (1) 病院の概要

笠間市立病院は、昭和34年に友部町国保病院として開設され、平成18年3月の市町村合併により、「笠間市立病院」と名称を変更し現在に至っている。

国民健康保険の直診病院として、「国民健康保険その他社会保険の趣旨に基づき、模範的な診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること」などを主な任務として、地域医療に貢献してきた。

#### 【笠間市立病院の理念】

- 1 市の病院として、地域に密着した医療を実践します。特に高齢者の方々が安心してかかれる病院を目指します。
- 2 在宅医療を重視し、訪問診療を積極的に行い、自分の家で生活を続けたい気持ちを大事にします。
- 3 かかりつけ患者様の夜間・休日の急変にはまず当院で対応し、より高度な医療が必要であれば適切な病院を紹介します。
- 4 患者様の病態に応じて必要かつ十分な投薬・検査を行うため、納得していただける説明を行います。
- 5 医療事故をなくすため各職員が些細な変化も見逃さないように気を付け、きめ細やかなサービスを行います。

敷地面積	6,422平方メートル
建物面積	1,591平方メートル
駐車場	40台(無料)
診療科目	内科, 外科, 皮膚科
病床数	30床

## (2) 患者数の状況

平成23年度 入院 5,426人 (14.8人/日) 外来 23,298人 (95.5人/日)

## (3) 職員数の状況

平成23年度 34.4人 うち医師 4.8人, 看護師 14.6人

※ 非常勤職員の常勤換算後

## (4) 医療体制の課題

中長期的視野に立ち、永続的に地域の医療機関や関係機関が連携を図りながら、役割や機能を分担し、市民が急性期から回復期を経て、自宅や介護施設などを含めた在宅医療に至るまで、切れ目のない効率的で質の高い医療が受けられる体制の構築に貢献するため、笠間市立病院の整備には、以下の課題がある。

- ・ 医師や看護師などの医療スタッフについて、適正な人員を確保する必要がある。
- ・ 市の高齢化が今後さらに進展する中で、医療と介護の連携や役割分担が重要となる。
- ・ 高齢化の進展でさらなる需要増加が予想される在宅医療への対応が必要となる。
- ・ 水戸保健医療圏で不足がちなリハビリテーション機能を確保する必要がある。
- ・ 笠間市立病院と基幹病院である県立中央病院、地域の診療所や開業医との連携をさらに進める必要がある。

## 3. 笠間市立病院に望まれる保健、福祉、医療との連携

### (1) 保健との連携

国の「健康日本21」や、県の「健康いばらき21プラン」などを参考に策定された「笠間市健康づくり計画」において、一次予防に重点をおいた生活習慣病予防のための健康習慣づくりや、運動、食育の推進などを位置づけ推進している。また、同計画の「安心できる医療の確保」の施策の中に、市立病院と保健や福祉関連事業との連携強化を位置づけている。さらに、市立病院改革プランに示す役割としての保健予防・介護予防活動を進めるためにも、保健センターなどの保健分野との連携は、医療機関としての保健予防へのアプローチとして欠かせないものである。

### (2) 福祉との連携

急速なる高齢化により増大する医療・介護ニーズへ対応するため、笠間市高齢者福祉計画、介護保険事業計画では、地域包括支援センターを中核として、諸機関が協力し、総合的な観点から一人ひとりに適したサービスの提供を図っているとしている。この地域包括支援センターの役割は、介護・保健・医療・福祉その

他の専門機関や民生委員・児童委員，地域ボランティアなどと協力し，様々な面から，高齢者を総合的に支援するための調整を行うことと位置づけている。

今後は，市立病院を中心に在宅医療を支援する仕組みの構築に向け，地域包括支援センターとの役割の明確化や現状との融合など，検討・協議が必要な課題は多岐にわたると考えられる。

### (3) 地域医療機関との役割分担と連携

笠間市立病院に求められる公立病院としての役割の中で，訪問診療患者が緊急時に入院可能な在宅医療を支援する機能を有する高齢者医療の後方支援という役割については，市内診療所との間で，主治医・副主治医制という仕組みの中で在宅患者に対して安心の医療を提供している。さらに，回復期・亜急性期患者に対する入院加療を行う役割については，急性期で入院した県立中央病院からの患者の受入に努めている。また，地域の医療資源の協力の下に実施している平日夜間・日曜初期救急診療など，現在進めている地域医療の中での市立病院の役割や機能を，より明確に内外に示すとともに充実し，地域完結型医療体制の構築に貢献していく必要がある。

## 4. 整備の基本的な方針

### (1) 医療改革を見据えた医療の供給

平成24年度に予定している第6次医療法改正の方向性を十分見極めた中で，今後増大する医療・介護ニーズに対応していくために，これまで以上に，地域の既存の資源を生かすとともに連携を深めていく必要がある。

- ・ 5疾病（がん，脳卒中，心筋梗塞，糖尿病，精神疾患），5事業（救急医療，災害医療，へき地医療，周産期医療，小児医療）及び在宅医療への対応

【改定中の茨城県保健医療計画による】

- ・ 需要が拡大する在宅医療支援体制の構築
- ・ 不足する地域リハビリテーション機能の充実

### (2) 診療機能等

在宅医療を重視し訪問診療を積極的に行うなど，地域に密着した高齢者が安心してかかれる病院としての現有機能を継続的に充実強化していくこととする。さらに，医師や専門スタッフの確保が懸案であり，また，前提条件ではあるが，リハビリテーションなどの地域に求められる診療機能や，医療連携を常に視野に入れた中で検討し，整備を図る。

### (3) 健診の充実

がんや脳卒中，急性心筋梗塞，糖尿病などの生活習慣病は，運動不足や食事の欧米化などにより増加傾向であることは笠間市民においても例外ではなく，健診

等の健康管理対策は重要な課題となっている。これに対し、笠間市立病院では平成24年度から事業所健診を充実させるとともに、制度外のオプション健診として、さいけつ健診を実施するなどの取組を進めてきており、これらの健診について、さらなる充実を図る。

#### (4) 病院の規模

現在の病床数 一般病床 30床を基本とする。

病床規模は、訪問診療患者が緊急時に入院可能な在宅医療を支援する機能を有する高齢者医療の後方支援という役割や、回復期・亜急性期患者に対する入院加療を行う役割を最低限果たしていくためには、現状の病床数を確保していくことが絶対的な条件であり、これらの充実を図るとすれば、現状の病床過剰地域である水戸保健医療圏では困難であるが、医療法の改正動向を見極めながらの増床の可能性についても検討する。

#### (5) 病院の位置

現在の笠間市立病院の位置は、JR友部駅から徒歩8分という非常に交通利便性の優れた立地であるが、敷地面積が6,422平方メートルで、駐車場の駐車台数が40台と若干手狭である。現在地への再整備という選択肢とは別に、移転整備を考えた場合の移転先としては、JR友部駅北側の笠間市児童館「笠間キッズ館」隣接地や県が所有する畜産試験場跡地などが考えられるが、今後、さらなる検討が必要となる。

#### (6) 病院建設に関するシミュレーション

##### ①病院建設を行う場合と現有施設を修繕等により使用し続ける場合の比較

現有施設は、昭和54年の全面改築以来、33年が経過し老朽化が著しく、修繕しても雨漏りが複数ヶ所確認されている状況にある。特に、院内にスプリンクラーが設置されていないことから、火災時の対応に問題がある。さらに、病院本体は、昭和56年に改正された建築基準法の耐震基準以前に建築されたことから、耐震改修工事には多大な費用負担が想定されることや、笠間市地域防災計画においては被災者に対する医療と救護を求められていることなどから、一部の改修工事だけでは安全面に問題があると考えられる。また、部分的な補強や改修などでは、施設の長寿命化にはつながらず、引き続き施設を使い続けることは、今後、さらに老朽化が進み、修繕費用を投資しても費用対効果が見込めないと考える。

現有施設を修繕等により使用し続けることを想定した場合の費用負担について、概算ではあるが、外来・入院等での施設内の一部修繕費等で3千万円、医療機器の更新や電子カルテの導入など医療環境整備を含めると約3億円の整備費が必要となる。また、今年度の保健所の医療監査では給食施設の改善指導を

受けており，一部修繕費で1千万円，全面改修（備品込み）で4千万円から5千万円の修繕費用が必要になる見込みである。

## ②建設費の試算

国立病院機構の指針に示す，病院の建築基準単価によれば，250,000～300,000円／㎡（1床当たり1,500～2,000万円）となっており，これを参考に，建築面積を考えず建設事業費を試算すると，病院本体が1床約1,600万円で30床の場合は5億円，医療機器5億円，設計・備品・外構等で5億円が必要となるため建設費は15億円と試算する。また，病院機能として一般病床以外にリハビリ施設を有した場合は，施設と備品で1億円となるため，総額で16億円と試算する。

なお，建設スケジュールとしては，現在の医療機器などの耐用年数から考えても準備期間が概ね4～5年，工事期間が概ね2年でトータル7年と考える。

## （7）結論

現在の市立病院を取り巻く環境は様々な課題があり，地域医療の中で自治体病院に課せられた公立病院の役割としての取り組むべき課題のほか，市民に対し，より良い医療を提供していくためには，施設面の環境整備を図ることが重要である。

以上の理由から，今後，概ね5年から7年までの間に，新市立病院を建設することとする。